参考

武力攻撃事態等の発生から府中市国民保護計画に基づく府中市の国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施まで

事態発生

1 武力攻撃事態

①着上陸侵攻

②ゲリラ・特殊部隊攻撃

③弾道ミサイル攻撃

④航空機攻撃

2 緊急対処事態

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
例：原子力発電所等の破壊

②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃
例：ターミナル駅等の破壊

③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
例：サリン等化学剤の散布等

④破壊手段として交通機関を用いた攻撃
例：航空機等による自爆テロ

国

閣議決定

事態の認定

- 武力攻撃事態対策本部の設置
- 緊急対処事態対策本部の設置

対処方針の決定

都道府県

国の指定
（国民保護法第２５条）

1 東京都国民保護対策本部の設置の指定

2 東京都緊急対処事態対策本部の設置の指定

区市町村

国の指定
（国民保護法第２５条）

1 府中市国民保護対策本部の設置の指定

2 府中市緊急対処事態対策本部の設置の指定

◎国民保護計画

〔国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画（国民保護法第３５条）〕

1府中市国民保護対策本部の設置
（国民保護法第２７条）

2 府中市緊急対処事態対策本部の設置
（国民保護法第２７条を第１８３条にて準用）

条例にて府中市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を規定

1 国民保護措置の実施

2 緊急対処保護措置の実施

府中市国民保護計画に基づく避難・救援・災害への対処

◎府中市国民保護協議会

〔府中市国民保護計画作成のための諮問機関〕

・国民保護法第３９条の規定により設置
・同法第４０条にて協議会の組織を規定
・条例にて協議会の組織及び運営に関し必要な事項を規定